

役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大田原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものをいう。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員報酬は、日額又は月額とする。ただし、日額の報酬は、センターの業務に従事した日数に応じて支給する。

3 役員には賞与及び退職手当は、支給しない。

4 使用人を兼務する常勤役員（センター使用人を兼務し、かつ、給料の支給を受けている者をいう。）及び地方公共団体の職員のうちから選任され、又は委嘱されている者にあつては、報酬を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬の額は、別表に定める金額を上限として、総会の決議を経て決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、その役員が指定する金融機関の口座への振込みにより支給する。

2 報酬等は、法令等に定められた控除すべき金額及びその役員から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 報酬額が月額により定められている役員報酬については、この規程の適用を受ける役員となったときは、その日分から支給し、この規程の適用を受ける役員職を離れたときは、その日分まで支給する。

(費用)

第6条 役員が職務のため旅行した場合には、その役員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員に支給する旅費の例による。

3 センターは、役員が職務の遂行に当って負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとし、これを変更したときも同様とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則(平成24年11月29日議案第23号)

- 1 この規程は、平成24年11月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月14日議案第25号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	報 酬 の 額
理事長	月額 35,000円
副理事長	日額 4,000円
常務理事	月額 200,000円
理事	日額 3,500円
監事	日額 3,500円